

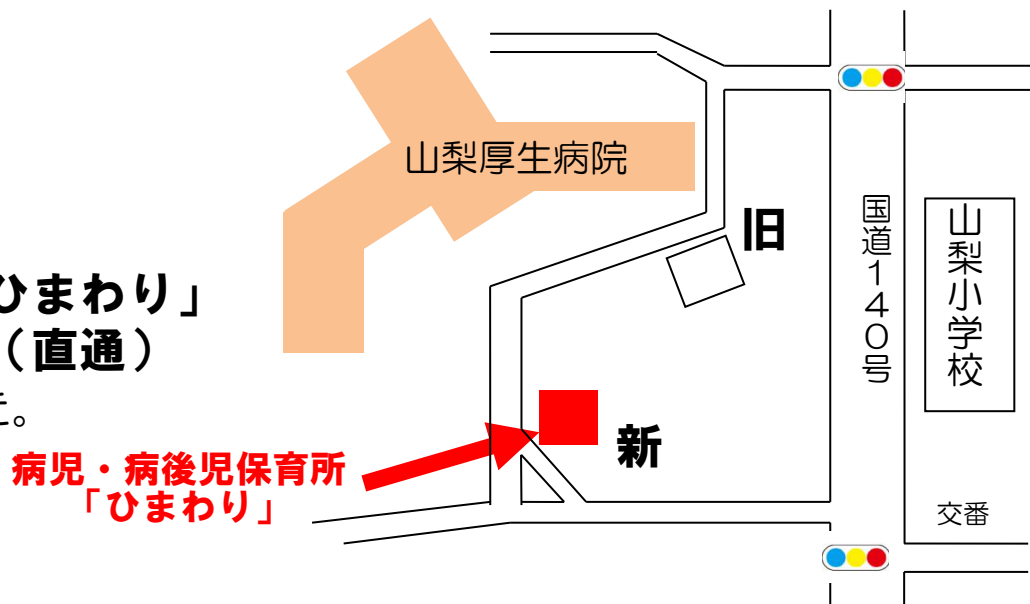
# 山梨市病児・病後児保育事業のご案内

## ☆病児・病後児保育事業とは

子育てと就労の両立支援の一環として、お子さんが病気の回復期に至っていない期間又は回復期にあるため集団保育等が困難な期間、医療機関の専用スペースにおいて一時的にお子さんを預かる事業です。

## ☆実施施設

山梨厚生病院 病児・病後児保育所「ひまわり」  
TEL 0553-22-1773（直通）  
※施設がH26.11に移転しました。



## ☆対象者

次のいずれの条件にも該当するお子さんが対象です。

- ①生後6か月から小学校6年生までの児童
- ②山梨市内に住所を有する児童、及び山梨県内に住所を有する児童
- ③保護者の就労等、家庭において保育が困難な児童
- ④病気の回復期に至っていない期間又は回復期にあり、病児・病後児保育事業の利用が可能であると医師が認めた児童

## ☆利用日時

月曜日から金曜日（午前8時15分から午後6時15分）  
ただし、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く



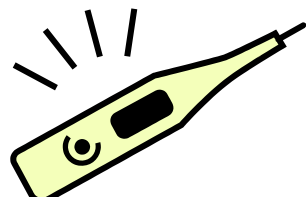
## ☆利用料金（日）

山梨市内に住所を有する児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・2,000円  
山梨市外に住所を有する児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・2,500円  
生活保護世帯又は前年度住民税非課税世帯・・・・・・・・・・無料  
※昼食は、原則保育所のものを利用し、別途、実費相当額300円が必要です。

注：食物アレルギー等により除去食・代替食が必要な場合は、医療機関の診断書を提出してください。  
（別紙様式「病児・病後児保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」）

## ☆利用登録・利用申込み

事前の利用登録と、利用予約が必要です。（詳しくは、お問い合わせください。）



お問合せ先 山梨市役所 子育て支援課 子育て支援担当  
TEL 0553-22-1111（内線1155, 1156）

